

電力の先物取引と現物取引の連携サービスの利便性向上に伴う

業務規程及び受託契約準則の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

- |                     |   |
|---------------------|---|
| 1. 業務規程の一部改正新旧対照表   | 1 |
| 2. 受託契約準則の一部改正新旧対照表 | 2 |

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(先物取引と現物取引の連携サービス)</p> <p><u>第94条の2 当社は、当社及びJEPXが別に定めるところにより、JEPXの取引会員たる委託者又は市場取引参加者（以下この条において「委託者等」という。）からの申告に基づき、当社エネルギー市場の電力における当該委託者等の建玉のうち当該申告の対象となった建玉に相当する電力量その他JEPXの翌日取引を行うために必要な情報をJEPXに連携するサービスを提供する。</u></p>	<p>(先物取引と現物取引の照合サービスの利用)</p> <p><u>第94条の2 受託取引参加者並びにJEPXの会員であって電気事業者たる市場取引参加者及び委託者は、当社及びJEPXが提供する、当社エネルギー市場の電力における建玉とJEPXスポット市場における約定結果を照合するサービスを、当社及びJEPXが別に定めるところに従い利用することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 この改正規定は、令和8年8月31日又は商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、当社及びJEPXが提供する先物取引と現物取引の連携サービスの提供を行うために必要なシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、前項に定める日から施行することが適当でない場合には、同日後の当社が別に定める日から施行する。</p>	

## 受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
(先物取引と現物取引の <u>連携</u> サービス) 第47条の2 (略)	(先物取引と現物取引の <u>照合</u> サービスの <u>利用</u> ) 第47条の2 (略)

### 附 則

- 1 この改正規定は、令和8年8月31日又は商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、当社及びJ E P Xが提供する先物取引と現物取引の連携サービスの提供を行うために必要なシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、前項に定める日から施行することが適当でない場合には、同日後の当社が別に定める日から施行する。